

5 市川市物品購入指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川市が発注する物品購入における指名競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象物品)

第2条 対象とする物品は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の各号を適用することが適当である物品で、かつ、原則として購入予定額が80万円を超えるものとする。

(指名業者の選定等)

第3条 当該物品購入の指名業者の資格要件は、市川市物品購入業者資格要件等設定要領の規定に基づき行うものとする。

2 指名業者の決定は、1件当たりの購入予定額が2千万円を超える場合は、市川市物品購入に関する審査会運営要綱第2条第1号の規定に基づき、市川市物品購入に関する審査会に諮りこれを行うものとする。

3 1件当たりの購入予定額が2千万円以下の場合の指名業者の決定は、契約課長が行うものとする。ただし、購入予定額が500万円を超える備品購入費である場合は、管財部長が行うものとする。

(指名通知等)

第4条 指名業者への通知は、決定後速やかに、入札通知書によりファクシミリ等で行うものとする。

(予定価格の設定)

第5条 予定価格の設定者は、市川市事務決裁規程(昭和62年11月14日訓令第4号)別表第2に定める者とする。

(見積期間及び入札の執行日)

第6条 入札価格作成のための見積期間は、第4条の規定に基づく指名通知日の翌日から起算して、次の各号に定める1件当たりの購入予定額の区分に応じ、当該各号に定める日数としなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 2千万円以下の場合 1日以上

(2) 2千万円を超え5千万円以下の場合 10日以上

(3) 5千万円を超える場合 15日以上

2 入札の執行日は、前項の規定に基づく見積期間の最終日の翌日以降とする。

(入札の執行)

第7条 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札書、誓約書・委任状を作成し、入札の日時に入札の場所へ提出するものとする。なお、入札書は封書にして自己の名を表記し、押印しなければならない。

2 代理人が入札する場合は、前項に定める誓約書・委任状に記名押印のうえ提出するものとする。

る。

3 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。

4 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 同一人がした2以上の入札書による入札

(3) 入札者が連合して作成した入札書による入札

(4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書による入札

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

2 前項に定める無効な入札書による入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札に参加できないものとする。

(内訳書の提出)

第9条 必要に応じて、入札書の提出とともに内訳書を提出させるものとする。ただし、次条による再度の入札の場合はこの限りではない。

(再度の入札)

第10条 再度の入札は、1回を限りとする。この場合、当初に入札をした最低入札価格を読みあげたのち再度の入札を行わせるものとし、入札書の封書は要しないものとする。

(落札者の決定)

第11条 開札の結果、予定価格以内の最低の価格をもって入札した者を落札者として決定し、直ちにその旨を落札者に通知するものとする。この場合において、最低の価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

2 くじの方法は、最低の価格をもって入札した者に対し、最初にくじを引く順番をくじにより決定し、その決定した順に再度くじを引かせ、当籤したものを落札者とする。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札参加者が1人となった場合は、入札を取りやめるものとする。

2 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札結果の公表)

第13条 入札が終了し、受注者が決定した後は、市川市物品購入入札契約に係る情報の公開に関する事務運用要領の規定により入札内容及び契約内容を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。